

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 1 心身の健康を支える食育の推進

主要事業(ア) 食育に関する意識啓発

＜主な取組＞○あさひかわ食育推進月間の実施 ○食育に関する各種講座等の開催 ○食事バランスガイド等の普及
○ホームページや各種メディア等を通じたPRの実施

主要事業(イ) ライフステージ等に応じた食育の推進

＜主な取組＞○ライフステージに合わせた各種講座、普及啓発の実施 ○色機能に合わせた食品の加工販売の支援

主要事業(ウ) 食生活と健康に関する知識の習得と実践への支援

＜主な取組＞○食生活や健康に関する出前講座の開催 ○生活習慣病予防のための健康講座等の開催 ○健康相談、栄養相談、歯科相談の実施

※重点テーマに関連した取組については、表の右端に関連するテーマの番号を記載しています。

- ① 朝食摂取率の向上(特に、子供及び20歳代～30歳代の若い世代)
- ② 食塩摂取量の減少
- ③ 野菜摂取量の増加

令和4年12月末日現在

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
1	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ) 1-2-(ア)	保健所 保健指導課	市民	食育出前講座	参集型	「食」に関する知識を普及し、食育を推進するため地域や学校等からの依頼に応じて随時食育出前講座を行った。 母子 0回0人 学童・思春期 1回34人 合計1回34人	参集型	「食」に関する知識を普及し、食育を推進するため地域や学校等からの依頼に応じて随時食育出前講座を行う。 対象:乳幼児と保護者、児童生徒など	地域や学校などが集まる場を活用し講話等を行うため、食育の無関心層にも接する機会となり得る。また、団体等を対象に募集をしているため、集客の稼働は不要。	新型コロナウイルスの感染状況等により、講座の内容を検討しつつ、講座メニュー選択式で行う。	○	① ② ③
2	1-1-(ア)	保健所 保健指導課	市民	食事バランスガイドの普及啓発	その他	市民が食育を実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前講座や食育関連行事において普及啓発を図った。 今年度の配布枚数:367枚	その他	市民が食育を実践できるよう、リーフレットを作成し、食育出前講座や食育関連行事において普及啓発を図る。	食育への関心が低い市民に対しては、飲食店等を活用した啓発を図るなど、工夫が必要であるため、関係機関との連携が重要である。	飲食店等での掲示物や食生活改善協議会への委託事業である地域講習会、イベント等で、多くの市民へ普及させていく。	○	③
3	1-1-(ア)	保健所 保健指導課	市民等	食育ホームページ等を通じたPR	オンライン型	旭川市ホームページ「旭川市の食育」関連ページを充実させた。	オンライン型	旭川市ホームページ「旭川市の食育」ページの充実に加え、朝食、減塩、野菜レシピの紹介や啓発を目的としたソーシャルメディアの運用を開始する。	ホームページをより充実した内容にするとともに、適宜情報を更新することができた。閲覧数が増えるように、各種リーフレットに二次元コードを掲載しており、電話等での問い合わせ対応と並行して活用している。	旭川市のホームページだけでなく、ソーシャルメディアの活用も積極的に行い、発信力を高める。	○	① ② ③
4	1-1-(ア) 1-2-(ア) 1-3-(イ) 5-10-(ア)	全部局 (保健指導課)	市民等	あさひかわ食育推進月間	その他	市民が食や健康に対する意識を高め、家庭における食育が広く実践されるよう、8月、9月を「あさひかわ食育推進月間」とし、市や関係団体等が連携して食育を普及した。 また、食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓発のためのリーフレットを作成し、関係機関及び団体の協力を得て1,797枚を配布することができた。加えて、市ホームページにもリーフレットを掲載した。	その他	市民が食や健康に対する意識を高め、家庭における食育が広く実践されるよう、8月、9月を「あさひかわ食育推進月間」とし、市や関係団体等が連携して食育を普及する。 食育及びあさひかわ食育推進月間の普及啓発のためのリーフレットの作成及び配布。 紙媒体での配布に加え、市ホームページにも掲載する。	関係機関・団体等の協力により、多くの市民に食育の普及・啓発を図ることができた。 今後は更なる食育の普及のため、関心が薄い市民の目に触れる機会を増やす工夫が求められる。	今後も様々な場面で活用が進むよう、使いやすい内容を検討する。	○	① ② ③

市の主な食育関係事業一覧

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
5	1-1-(ア) 1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所健康推進課	市民・団体	歯科保健事業や上川中部地域歯科保健推進協議会における事業等を通じた食育に関する情報の提供	参集型 オンライン型 その他	歯や口の健康づくりを通じ、市民の食育に対する意識や関心を高める。 (1)歯の健康キャンペーン 9月3日(土) ～パネル展示や栄養相談コーナーの設置 (※新型コロナウイルス感染症の影響により中止) (2)上川中部地域歯科保健推進協議会等と連携した啓発事業等の実施 (3)歯と口の健康に関するパネル展示 (がん予防普及パネル展において実施) 10月1日 イオンモール旭川西 (4)8020パネル・ポスター展 11月8日～14日 メガセンタートライアル旭川店 (5)健康診査、健康相談、健康教育等における歯や口の健康づくりと食育に関する情報の提供	参集型 オンライン型 その他	歯や口の健康づくりを通じ、市民の食育に対する意識や関心を高める。 (1)歯の健康キャンペーン ～パネル展示や栄養相談コーナーの設置 (2)上川中部地域歯科保健推進協議会等と連携した啓発事業等の実施 (3)8020パネル・ポスター展 11月上旬 (4)健康診査、健康相談、健康教育等における歯や口の健康づくりと食育に関する情報の提供	歯や口の健康づくりに関する事業において、ゆっくりよく噛んで食べるなどの食べ方や、食べることで心身の健康のつながりについて理解を促進することで、食育と歯科保健に対する意識や関心を相互に高める。 一方、コロナ禍では、大勢を対象とした事業は実施が難しいため、積極的な周知は行わず、感染対策を講じること及び市中の感染状況によっては中止となる場合があることの上で実施した。	健康寿命の延伸につながる食育を推進していくうえで、「噛む」「飲み込む」といった口腔機能が十分に発達し維持されることが重要であることから、引き続き関係機関・団体等と連携し、歯科口腔保健を通じた食育の取組を推進する。	○	
6	1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所保健指導課	市民	出前健康講座	参集型	生活習慣病などを予防するため、企業や地域等の団体の求めに応じて、随時出前健康講座を行った。 今年度の実施回数:9回226人	参集型	生活習慣病などを予防するため、企業や地域等の団体の求めに応じて、随時出前健康講座を行う。 対象:旭川市民(企業、町内会、学校、サークル、友人同士など)	企業や地域や学校などが集まる場を活用し講話等を行うため、食育の無関心層にも接する機会となり得る。また、団体等を対象に募集をしているため、集客の稼働は不要。 一方、コロナ禍では、大勢を対象とした事業は実施が難しいため、積極的な周知は行わず、感染対策を講じること及び市中の感染状況によっては中止となる場合があることの上で実施した。	新型コロナウイルスの感染状況等により、講座の内容を検討しつつ、講座メニュー選択式で行う。	○	① ② ③
7	1-1-(ウ)	保健所保健指導課(おやこ応援課)	乳幼児の保護者	乳幼児健診(栄養指導)	参集型	個別栄養指導 4か月児健診:51回764人 残15回 1歳6か月児健診 50回335人 残15回 3歳6か月児健診 42回100人 残12回 ※集団指導については、今年度の再開予定なし	参集型	4か月児健診:個別栄養指導 64回程度 1歳6か月児健診:個別栄養指導 68回程度 3歳6か月児健診:個別栄養指導 68回程度 ※集団指導については、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら再開	乳幼児の月齢に応じて食生活のポイントを中心に保護者へ伝え、正しい食習慣が身に付くよう支援した。 集団指導再会については市中の感染状況等を考慮し、時期等を検討中である。 なお、令和4年10月からおやこ応援課の移転に伴い、実施会場がツルハビルに移転した。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正しい食習慣が身に付くよう支援する。また、3歳6か月児健診では、朝食のレシピ及び啓発チラシ(市ホームページの2次元バーコード付き)を配付する。	○	①
8	1-1-(イ) 1-1-(ウ)	保健所保健指導課(おやこ応援課)	乳幼児の保護者	乳幼児栄養相談	参集型 その他	乳幼児健康相談(子育て相談)※相談希望者 22回 乳児56人 幼児32人 幼児相談 2回2人 定例外相談 乳児8回22人 幼児13回14人 電話相談 乳児36人 幼児20人 訪問指導 乳児1人 幼児3人	参集型 その他	乳幼児健康相談(子育て相談) 33回程度 ※相談希望者 定例外、電話相談、訪問指導 随時	児の食事に関する不安や悩み等に対応し、保護者が正しい知識や理解を持つことで、乳幼児に正しい食習慣が身に付くよう支援した。 集団指導再会については市中の感染状況等を考慮し、時期等を検討中である。 なお、令和4年10月からおやこ応援課の移転に伴い、実施会場がツルハビルに移転した。	食に関する様々な疑問や不安を解消し、正しい食習慣が身に付くよう支援する。	○	

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 2 家庭における食育の推進

主要事業(ア) 家庭における子供への食育の推進

＜主な取組＞朝食摂取促進に向けた普及啓発 ○親(保護者)や子供を対象とした講座や料理講習会等の開催 ○離乳食の進め方や幼児期のレシピの紹介 ○共食の推進のための普及啓発

主要事業(イ) 食や料理に関する知識と技術の向上

＜主な取組＞栄養バランスや食文化、調理技術等に関する講座、料理講習会の開催 ○簡単に実践しやすい料理レシピの作成・紹介

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
9	1-2-(ア) 1-2-(イ)	保健所 保健指導課	市民	食を育む料理教室	参集型	調理実習を通じて、具体的な調理法や望ましい食習慣、食の選択力を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催した。 ・内容:栄養士講話、調理実習 (1)チャレンジクッキング 小学4～6年生対象 全3回、63人 (2)野菜料理教室 市民対象 全2回、14人、託児1人(幼児)	参集型	調理実習を通じて、具体的な調理法や望ましい食習慣、食の選択力を学ぶとともに、食育について理解を深めるため料理教室を開催する。 ・内容:栄養士講話、調理実習 (1)チャレンジクッキング 小学4～6年生対象(全3回) ※対象学年は変更の可能性あり (2)野菜料理教室 市民対象(全2回)	コロナ禍で集団を対象とした調理実習及び飲食については課題が多いところであるが、引き続き定員及び手法を検討しながら実施する。特に、チャレンジクッキングについてはコロナ禍前に比べて参加希望者が多く抽選倍率が高くなっていることから、対象者の範囲を含めて再検討を行う。	感染症への配慮をしながら、「個人が食の選択力を身につける」ことをテーマに実施する。	○	① ② ③
10	1-2-(ア) 1-2-(イ)	保健所 保健指導課	乳幼児の保護者	離乳食教室	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食生活に結びつくよう支援する。(全14回) 前期離乳食 7回109人 残3回 後期離乳食 3回43人 残1回	参集型	離乳食の必要性や子どもの月齢に応じた食事の形態、調理法等を学び、子どもの望ましい食生活に結びつくよう支援する。(全14回) (前期離乳食(10回)、後期離乳食(4回))	子どもの食事のスタートとなる離乳食を通して、食事の基本を学ぶ良い機会となっている。離乳食については、成長にあった食事を提供する必要があることから、定期的を実施することが望ましいため、Webでの情報提供も行った。	離乳食の期間は、保護者の悩みや戸惑いも多いことが推察されるので、適切な月齢に希望者が受講できるように、回数を検討するとともにWebでも情報提供を行う。	○	
11	1-2-(イ) 1-3-(イ)	保健所 保健指導課	市民・幼児	旭川市食生活改善地域講習会	参集型	市民の健康の保持増進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、地域講習会を開催した。 ・会場:市内一円(公民館、住民センター、保育所等) ・回数:年30回 ・内容: (1)市民対象:16回199人 残2回 講話、軽運動等 (2)未就学児対象:10回319人 残2回 食育遊び等	参集型	市民の健康の保持増進を図るとともに、健康づくり推進事業の一翼を担う食生活改善推進員の自主的な実践活動の場として、地域講習会を開催する。 ・会場:市内一円(公民館、住民センター、保育所等) ・回数:年30回 ・内容: (1)市民対象:18回 講話、軽運動等 (2)未就学児対象:12回 食育遊び等 ※R5より開催地区(ブロック)の分け方等を見直しのうえ実施する。	例年、未就学児対象については、保育所・幼稚園で実施しており、各施設から好評であるため、継続して依頼されることもある。市民対象についても、参加者に対するアンケート結果から、満足度の高い講習会となっている。	今後も、市民の健康保持増進のため、内容を検討しながら地域における食生活改善の普及啓発を食生活改善協議会へ委託し、継続していきたい。	○	② ③
12	1-2-(イ)	保健所 保健指導課	市民	料理レシピの作成・紹介	オンライン型	簡単に栄養バランスのとれた料理のレシピを、食育ホームページ等で紹介した。	オンライン型	簡単に栄養バランスのとれた料理のレシピを、食育ホームページ、ソーシャルメディア等で紹介する。	調理実習に来所できない方に対しても情報提供することができる。レシピ数が増えるに伴い、目当てのレシピを探しにくくなってしまったため、まとめ方の整理が必要。	様々な教室で使用したレシピを追加し内容の充実を図るとともに、ソーシャルメディアへの掲載等による閲覧機会の増を目指す。	○	① ② ③

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 1 「食」の大切さについての理解と実践

■基本施策 3 地域における食育の推進

主要事業(ア) 食育を推進する人材の育成と活用の促進

＜主な取組＞○食生活改善推進員の養成と活動の推進 ○人材を活用した講習会等の開催

主要事業(イ) 食育普及啓発活動の推進

＜主な取組＞○関係団体等による普及啓発活動

主要事業(ウ) 食環境の整備

＜主な取組＞○あさひかわ食の健康づくり応援の店の登録の推進 ○地域における共食の機会の提供 ○給食施設における適切な衛生・栄養管理の推進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
13	1-3-(ア)	保健所 保健指導課	市民・ 食生活改善推進員	食生活改善推進員の養成・育成	参集型	参集型	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方		② ③
14	1-3-(イ)	全部局		団体等による啓発活動	参集型 オンライン型 その他	参集型 オンライン型 その他	食育に関連する様々な団体による啓発活動の実施	継続した取組がなされている。	今後も継続的な取組を行う必要がある。	○	

市の主な食育関係事業一覧

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
16	1-3-(ウ)	保健所 保健指導課	市民・事業者	「あさひかわ食の健康づくり応援の店」の推進	その他	食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進した。 また、登録店に食育に関する掲示物を配布し、店頭での食育情報発信を依頼した。 「あさひかわ食の健康づくり応援の店」34件 (1)栄養成分表示の店 8件 (2)ヘルスサポートレストラン 31件 ※(1)、(2)は重複あり	その他	食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保しやすくなるよう、「あさひかわ食の健康づくり応援の店」を推進する。 以下のいずれかに登録するよう、外食料理店に働きかけるとともに市民に活用を促す。 (1)栄養成分表示の店 (2)ヘルスサポートレストラン	食や健康への関心の高さに関係なく、食品選択や外食をする際に適切な量と質の食事を確保の一助となる。 新型コロナウイルスの影響もあり、飲食店への登録依頼は難しい状況が続いている。	登録店が増えるよう、外食料理店に働きかけるとともに、市民に対しては、事業の普及と登録店の積極的な利用を働きかける。		② ③
17	1-3-(ウ)	保健所 保健指導課	給食施設	給食施設等の指導	参集型 その他	健康増進法に規定する特定給食施設等を対象に、巡回指導や研修会、栄養管理報告書の提出等を通じて、適切な栄養管理等について指導する。 (1)巡回指導:29施設 (2)給食担当者対象研修会:1回 210施設 (動画の限定配信によるオンライン研修) (3)栄養管理報告書:年1回 209施設	参集型 その他	健康増進法に規定する特定給食施設等を対象に、巡回指導や研修会、栄養管理報告書の提出等を通じて、適切な栄養管理等について指導する。 (1)巡回指導:70施設程度予定 (2)給食担当者対象研修会:1回予定 (3)栄養管理報告書:年1回	新型コロナウイルスの影響もあり、巡回指導は一部施設への実施となった。提出された栄養管理報告書を用いる必要な施設には電話等で助言を行った。	今後も適切な栄養管理等について、効果的に指導する。	○	

市の主な食育関係事業一覧

■基本施策 4 学校や保育施設等における食育の推進

主要事業(ア) 学校における食に関する指導の充実

＜主な取組＞○食に関する指導の充実 ○食の体験活動の推進 ○行事や給食だより、試食会等を通じた保護者への情報提供

主要事業(イ) 給食における地場農産物の活用促進

＜主な取組＞○旭川産の米や米粉の活用 ○旭川産を中心とした各種の地場農産物の活用 ○生産者の講話と地場農産物の給食提供を通じた地場農産物への理解促進

主要事業(ウ) 保育施設等における食育の推進

＜主な取組＞○食の体験活動の推進 ○給食を通じた食育の推進 ○保護者への食育に対する意識啓発 ○給食担当者への講習会開催 ○給食における地場農産物の使用促進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和5年度 実施予定 方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月 間 の 取 組	テ ー マ
18	1-4-(ア)	学校教育部 教育指導課	児童・ 生徒	体験活動の 推進	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動の充実が図られるよう指導・助言に努める。	参集型 オンライン型 その他	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動の充実が図られるよう指導・助言に努める。	学校訪問指導や教員研修等の再開に合わせて、引き続き、各教科等における食に関する指導の充実が図られるよう指導・助言に努める必要がある。	学校訪問指導や教員研修等の中で、各教科等における食に関する指導や食の体験活動の充実が図られるよう指導・助言に努める。		
19	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	児童・ 生徒	食に関する 指導の充実	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付した。	その他	給食時間を中心に学校給食を生きた教材として活用し、特別活動や関連教科など教育活動全体を通して食に関する指導を推進するために、各小中学校で活用してもらう「給食指導資料」(各月の目標、毎日の献立、食に関する指導内容等を掲載)を作成し、各小中学校に配付する。	「協力して準備、後片付けをしよう」、「食べものの働きを知ろう」、「よくかんで食べよう」、「旬の食べものを知ろう」など、児童生徒に分かりやすい指導資料を作成・配付し、食に関する指導の更なる充実に努めている。	継続予定	○	① ② ③
20	1-4-(ア)	学校教育部 学校保健課	児童・ 生徒の 保護者	保護者対象 の試食会の 実施や保護 者への情報 提供	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月作成し、各家庭に配付した。	その他	・栄養教諭が「給食だより」(献立表・食に関する指導内容等を掲載)を毎月作成し、各家庭に配付する。	・各学校において、給食だよりの作成・配付するなど、家庭との連携を図っている。 ・コロナ禍において感染拡大防止の観点から、行事等が中止の状況が続いている	継続予定 状況を見極めながら、学校行事等を通じた保護者対象の試食会など、学校、家庭及び地域の連携が推進される取組の実施を検討する。	○	① ② ③
21	1-4-(ア) 1-4-(イ)	学校教育部 学校保健課	児童・ 生徒	「郷土の旬 を味わう日」 の実施	参集型 その他	(1)学校給食において、地場農産物の使用を通して児童生徒に郷土の食と旬の味覚を伝える取組を実施した。 ア)旭川産りんご 10月4日、5日、13日、14日 2,717個 市立小学校 52校で実施 イ)旭川産ゆめぴりか 10月24日 市立小中学校及び高等支援学校 計72校で実施 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施した。 ア)旭川産りんご 10月4日、5日 2校4クラスで実施	参集型 その他	(1)学校給食において、地場農産物の使用を通して児童生徒に郷土の食と旬の味覚を伝える取組を実施する。 (2)学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施する。	学校給食を通して児童生徒に郷土の食と地域農業への理解と関心を深めてもらうために、農業生産者と子どもたちが交流する取組を実施している。 これまでは給食時間に一緒に会食するなどでの交流を図っていたが、コロナ禍において感染拡大防止の観点から、給食時間の介入が困難となった。そのため、旭川産りんごにおいては、食育授業として介入することで、より生産者の苦労や思いが伝わる取組となっている。 旭川産米「ゆめぴりか」については、授業で介入できる人材がおらず交流会の実施ができなかったため、今後について検討する必要がある。	継続予定。 米については給食で通常使用している精白米とゆめぴりかの差額分を旭川米生産流通協議会でそれぞれ負担していたため、団体の決議が不可欠である。		

市の主な食育関係事業一覧

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
22	1-4-(イ)	学校教育部 学校保健課	児童・生徒	学校給食における地場農産物の活用	その他	(1)旭川産の米、北海道産の小麦(いずれも100%)を米飯、パン及び麺類に継続して使用している。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供している。 (3)令和4年度のパン給食54回のうち、旭川産の米粉を活用した米粉パンを36回提供するほか、米粉を使用したメニューを提供している。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入(特に8月～10月)。	その他	(1)旭川産の米、北海道産の小麦(いずれも100%)を米飯、パン及び麺類に継続して使用する。 (2)北海道産の牛乳を継続して提供する。 (3)旭川産の米粉を活用した米粉パンを継続して提供するほか、米粉を使用したメニューの提供を行う。 (4)年間を通して可能な限り地場農産物の使用を促進する。 ・「旭川産」と指定した農産物の発注及び納入(特に8月～10月)。	地場農産物の使用促進に努めているが、地場産野菜の令和3年度年間使用割合(重量ベース)は、旭川産13.0%、近郊産21.1%、道内産37.6%、国内産28.2%の実績である。 8～10月分については、旭川産15.5%、近郊産32.5%、道内産47.3%、国内産4.5%であった。 本市の野菜は葉物野菜が多く、また、給食では原則、加熱調理されたものみの提供であるため、使用割合が増加しない状況である。	継続予定		
23	1-4-(ウ)	子育て支援部 こども育成課	幼児と保護者	保育施設における食育推進	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組(準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー等) ・保護者に対する取組(給食だよりの配付、給食のレシピの紹介、給食の展示食や写真の掲示等) (3)試食会の実施	その他	(1)食の体験活動 ・野菜の栽培・収穫の体験 ・果樹の栽培・収穫の体験 ・調理体験 (2)食育に対する意識啓発 ・児童に対する取組(準備片付け、食器の持ち方の指導、食事のマナー等) ・保護者に対する取組(給食だよりの配付、給食のレシピの紹介、給食の展示食や写真の掲示等) (3)試食会の実施	子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食に興味を持ち、食べることを楽しむことができること、また、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つこと等、保育施設における様々な活動の中で食育の推進が図られるよう努めている。	今後も各施設において、継続する。	○	③
24	1-4-(ウ)	子育て支援部 こども育成課	給食担当者	保育施設の給食担当者を対象とし講習会等の開催	参集型 その他	保育施設が行う給食の衛生管理に関する講習会の実施(1回)	参集型 その他	保育施設が行う給食管理や栄養管理、食育等に関する講習会の実施	保育施設に勤務する栄養士や調理員等に対し、給食管理や栄養管理等に関する必要な知識を提供し、給食の質の向上に繋げていく。	今後も継続して実施する。	○	

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 2 環境に配慮した食育の推進

■基本施策 5 食品ロスの削減と食品リサイクルの推進

主要事業(ア) 食品ロス削減に向けた取組の推進

＜主な取組＞○食品ロスを発生させない取組の推進 ○食品ロス削減に向けた情報発信 ○未利用食品等を有効活用する取組の推進 ○食品ロス削減のための連携を強化

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和5年度 実施予定 方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月 間 の 取 組	テ ー マ
25	2-5-(ア)	環境部 廃棄物政策課	市民・ 事業者	食品ロス削減に向けた取組の推進	参集型 オンライン型 その他	(家庭) ～ポータルサイトを活用し、食品ロス削減の方法等を広く周知～ ・飲食業従事者等による食品ロス削減の動画制作・配信。 ・食品ロスの削減につながる調理レシピと取組を市民から募集。 ～旭川市生ごみマイスター連絡会と連携した取組～ ・「生ごみ堆肥づくり講習会」において食品廃棄物に関する講義の実施(5回) (事業系) ・飲食店等食品関連事業者向けのチラシを配付	参集型 オンライン型 その他	(家庭) ～ポータルサイトを活用し、食品ロス削減の方法等を広く周知～ ・飲食業従事者等による食品ロス削減の動画制作・配信。 ・食品ロス削減に向けたセミナーの開催・動画の配信。 ・食品ロスの削減につながる調理レシピと取組を市民から募集。 ～旭川市生ごみマイスター連絡会と連携した取組～ ・「生ごみ堆肥づくり講習会」において食品廃棄物に関する講義の実施 (事業系) ・飲食店等に対し、食品ロス削減のチラシを配付するほか、飲食店での食べきり実践のため、「3010運動」や適量注文等について、POP(三角柱等)の設置や配付を行い啓発する。	新型コロナウイルスの影響で事業者等への周知・啓発ができなかった一方で、ポータルサイトを活用した取り組みとして、旭川農業高校と連携し、食品ロス削減レシピと取組の募集を実施することができた。また、動画を制作・配信することにより、幅広く周知・啓発することができた。 今後も引き続き、ポータルサイトを活用した、幅広い層への周知啓発により認知度の向上及び削減に向けた取組の普及が必要である。	ポータルサイトの内容を充実させ、オンラインを活用した普及啓発を進めるとともに、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながらセミナー等の開催や事業者への取組も検討していく。		
26	2-5-(ア)	全部局 (環境部廃棄物政策課)	関係団体・ 市民	食品ロス削減推進計画の策定と推進	その他	庁内及び食育推進会議での検討や、市民からの意見提出手続を経て、「旭川市食品ロス削減推進計画」を策定した(令和5年3月策定予定)。 ・食育推進会議での審議:4回 (①6/7, ②7/14, ③11/9, ④2/27予定) ・市民提出手続の実施 (令和4年12月23日～令和5年1月31日)	その他	関係部局及び関係団体との連携を図りながら、食品ロス削減推進計画で示した以下の基本施策に基づく各種取組を推進する。 (1) 食品ロスに関する意識の醸成 (2) 家庭での食品ロス削減の推進 (3) 事業系食品ロス削減の推進 (4) 未利用食品等の販売や再生利用 (5) 未利用食品等の循環による有効活用 (6) 食品ロスの認知度向上や削減に向けた積極的な情報発信 (7) 国及び北海道との連携 (8) 事業者や市民等との連携・協働	食品ロス削減推進計画を策定することで、市民、事業者、団体、行政などの各主体が食品ロス削減のために果たすべき役割や、今後必要な取組を可視化することができた。 食品ロス削減のためには、行政だけではなく、各主体が自主的かつ連携して取組を進める必要があることから、食品ロスにかかると一層の啓発や連携体制の強化などを一体的に進めることが重要である。	食品ロス削減推進計画の中で掲げた取組を着実に進めるとともに、内容の評価・改善を継続的にを行い食品ロスの削減に努める。		

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 3 安全・安心な食の推進

■基本施策 6 安全な食材、食品の提供

主要事業(ア) クリーン農産物の生産拡大

＜主な取組＞○クリーン農産物認証取得の推進 ○クリーン農産物販売拡大のためのPR活動の実施

主要事業(イ) 製造技術及び衛生管理技術の向上の推進

＜主な取組＞○技術向上のための講習会の開催や講師の派遣 ○HACCPに基づく衛生管理導入、評価の実施

主要事業(ウ) 食品衛生監視指導の充実

＜主な取組＞○食品営業施設、給食施設等の監視指導の実施 ○HACCPに沿った衛生管理実施状況の評価 ○食品の収去検査の実施

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ	
27	3-6-(ア)	農政部 農業振興課	農業者 ・ 市民	クリーン農産物の生産と販売拡大	参集型 オンライン型 その他	参集型 オンライン型 その他	(1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 ア インターネットなどを活用した旭川野菜、YES!cleanのPR イ 農業団体等のPR活動支援 ・市補助事業名：市場開拓等事業 ・事業内容 市場開拓のための関東市場訪問 ウ 各種イベントへの積極的参加 エ 出前講座(あさひかわの農産物と地産地消)の実施 2回 259人 (4)農業センターによる残留農薬分析の実施 ・残留農薬実態検証のためのサンプル分析 61検体	(1)クリーン農産物認証取得支援 (YES!cleanなど) (2)農業生産行程管理手法(GAP)導入支援 ・青果連GAPプロジェクトチームへの参加 (3)旭川産クリーン農産物PR活動 ア 広報誌、インターネットなどを活用した旭川野菜、YES!cleanのPR イ 農業団体等が取り組む消費者等へのPR活動支援 ・市事業名：農産物PR支援事業負担金 ・事業内容 関係団体との連携によるPR販売等 ウ 各種イベントへの積極的参加 エ 出前講座(あさひかわの農産物と地産地消) (4)農業センターによる残留農薬分析の実施 ・残留農薬実態検証のためのサンプル分析 70検体	各種イベントへの参加、農業団体が実施するPR活動への支援を通じて、消費者に対するYes!cleanなどの認証制度の普及の効果がある。 また、農業センターにおける残留農薬実態検証により、その成果を活用し、生産者への周知を図り、クリーン農業の普及及び推進の効果がある。	引き続きPR活動などを支援することにより、生産技術の向上や販売促進・消費拡大対策を実施し、旭川農産物の認知度向上、差別化を推進し、産地の取組や特色など産地の魅力を市民のみならず観光客等にも情報発信し、旭川産品としてのブランド力向上を図る。		
28	3-6-(ウ)	保健所 衛生検査課	事業者	食品衛生指導事業	その他	その他	(1)食品営業施設・給食施設等の監視指導 (2)食品の収去(行政)検査 「令和4年度旭川市食品衛生監視指導計画」に基づき通年で実施 (監視件数1,651件、収去検体数168検体)	(1)食品営業施設・給食施設等の監視指導 (2)食品の収去(行政)検査 「令和5年度旭川市食品衛生監視指導計画」に基づき通年で実施	地域の実情を踏まえた計画の立案及び完遂が必要である。	食の安全・安心に対する消費者の関心は依然として高いことから、事業を継続する。		

市の主な食育関係事業一覧

■基本施策 7 安全に関する知識や情報の提供

主要事業(ア) 食品管理等の知識の普及

<主な取組>○食品衛生に関する講習会の開催や講師の派遣 ○食中毒予防に関する情報提供

主要事業(イ) 食の安全に関する知識の普及

<主な取組>○賞味期限と消費期限の違いや保存方法など、食品衛生に関する知識の普及 ○アレルギー表示等、個々の食選択に係る知識の普及

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ	
29	3-7-(ア)	保健所 衛生検査課	市民・事業者・団体	食品衛生講習会・食品衛生関係の情報提供	参集型 その他	参集型 その他	(1)食品衛生講習会 食品関係事業者や教育関係者等からの依頼あるいは保健所主催により講習会を実施(随時) 講習会実施回数 12回 受講者数 817人 (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により食中毒予防・食品表示などに関する情報の提供(随時) 食中毒警報発令回数 13回	(1)食品衛生講習会 食品関係事業者や教育関係者等からの依頼あるいは保健所主催により講習会を実施(随時) (2)食品衛生関係の情報提供 ホームページ等により食中毒予防・食品表示などに関する情報の提供(随時)	基礎的な内容のほか、最新の知見や情報の収集・提供が必要である。	食の安全・安心は行政の取り組みだけでは成し得ないことから、事業を継続する。		

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 4 地産地消を生かした食育の推進

■基本施策 8 地場農産物等の活用と情報提供

主要事業(ア) 地場農産物等の地元消費拡大

<主な取組>○旭川産米や旭川産野菜等の消費拡大のためのPR活動の実施 ○地場農産物直売支援や市内流通の拡大推進

主要事業(イ) 地場農産物を加工した加工食品の開発と利用の促進

<主な取組>○地場農産物を活用した商品開発の支援 ○対象に特化した地場産物を活用した食品開発の支援及びPR活動の実施

主要事業(ウ) 地場農産物等の情報提供

<主な取組>○イベント及びホームページ等を活用した情報提供 ○地場農産物等に関する講座等の開催

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ	
30	4-8-(ア) 4-8-(ウ)	農政部 農業振興課	市民	旭川米・旭川野菜の消費拡大PR	参集型 オンライン型 その他	参集型 オンライン型 その他	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめびりかの周知宣伝及び消費拡大(学校給食への地元産ゆめびりか提供) ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR(食べマルシェでの升売り・地元出身シェフとの消費拡大イベント「ななつぼしレストラン」旭川っ子料理教室)実施等) (2)出前講座 (あさひかわの農産物と地産地消)の実施 2回 259人 (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)「旭川産りんごと米粉を使った子ども料理教室」の開催	(1)旭川米生産流通協議会負担金 ・ゆめびりかの周知宣伝及び消費拡大(学校給食への地元産ゆめびりか提供) ・旭川産米ななつぼし「大雪山見て育ったの」のPR (2)出前講座 (あさひかわの農産物と地産地消) (3)「あさひかわ直売マップ」のHP掲載 (4)旭川産米及び米粉等消費拡大支援事業負担金 ・旭川産米及び米粉等の消費拡大(料理教室など各種イベントの実施)	米の宣伝及び消費拡大、市民の野菜の地産地消への意識等に一定の効果が出ているものと考え、旭川が米・野菜の産地であることについて市民の認識は十分とは言えず、今後の効果的なPR・啓発が課題である。	旭川米、旭川野菜の認知度・評価を高め、ブランド力、地産地消への意識の向上を図る。		
31	4-8-(イ) 1-1-(イ)	経済部 産業振興課	農業者 食品加工業者	食品産業支援費・食品成分分析機器導入費	参集型 オンライン型	参集型 オンライン型	地場農畜産物等を活用した加工食品の開発を促進し、地域関係機関と連携した食品産業の支援体制を構築する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を支出し、必要な機器の更新を行う。 また、新たに食品分析機器を導入し、食品産業支援センターの機能強化を図る。 (1)旭川食品産業支援センター運営費負担金 商品開発支援、販路開拓支援、食品試験分析、セミナー開催等により市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業に対する支援体制を構築する。 (2)地場農産物等を活用した高齢者向け食品開発支援負担金 地場農産物等を活用した食品開発支援、高齢者向けなど食品開発に意欲を示す企業が増えていることから、食品加工業界向けに食品開発セミナーや試作開発に係る各種相談を行い、食品開発を支援する。 (3)食品成分分析機器導入費 旭川食品産業支援センターに新たに食品成分分析機器を導入し、分析日数の減少や分析能力の向上を図ることにより、食品製造事業者の開発スピードの向上を通じて、商品開発に関する取り組みを後押しする。	地場農畜産物等を活用した加工食品の開発を促進するために、地域関係機関と連携した食品産業の支援体制を構築する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を支出し、機能強化を図る。 (1)旭川食品産業支援センター運営費負担金 商品開発支援、販路開拓支援、食品試験分析、セミナー開催等により市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業に対する支援体制を構築する。 (2)スマイルケア食開発支援負担金 高齢者や健康意識の高い層をターゲットに、農林水産省のスマイルケア食認証取得、セミナー、試作開発支援・各種相談等を行う。	旭川地域の食品関連産業振興のため、市内食品産業を多面的に支援する「旭川食品産業支援センター」の運営を支援し、市内食品産業への支援体制を維持継続する。 なお、地場産品の認知度向上と食品加工業の技術力向上については、継続した取組が必要であり、それらを支援する「旭川食品産業支援センター」の運営支援を引き続き実施していく。	食品試験分析、技術相談・技術支援等の商品開発支援、セミナー開催、販路開拓支援、各種プロジェクト支援等により多面的に市内の食品産業を支援する「旭川食品産業支援センター」の運営に対し負担金を交付し、市内食品産業への支援体制を維持発展させていく。		

市の主な食育関係事業一覧

■基本施策 9 生産者と消費者の交流

主要事業(ア) 農業体験活動等の推進

<主な取組> ○農業体験活動の推進 ○生産者と消費者の交流事業の実施 ○イベント等における生産者と消費者の交流の推進

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和5年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
32	4-9-(ア)	農政部 農政課	市民	旭川市民農業大学	参集型	<p>農家のほ場で農作業体験を行うとともに研修や加工などを通じて広く食や旭川農業への理解を深める。</p> <p>・農作業体験(4~10月)</p> <p>①米と野菜の複合コース 米や野菜の播種から収穫まで</p> <p>②酪農コース 乳牛の世話、牛舎作業、乳製品加工等</p> <p>・バス研修(7月)、農村文化講座(10月)、収穫祭(11月)、農産加工実習(1月)、クラス発表会(2月)、修了式、入学式(3月) 学生数26人</p>	参集型	<p>農家のほ場で農作業体験を行うとともに研修や加工などを通じて広く食や旭川農業への理解を深める。</p> <p>・農作業体験(4~10月)</p> <p>①米と野菜の複合コース 米や野菜の播種から収穫まで</p> <p>②酪農コース 乳牛の世話、牛舎作業、乳製品加工等</p> <p>・バス研修(7月)、農村文化講座(10月)、収穫祭(11月)、農産加工実習(1月)、クラス発表会(2月)、修了式、入学式(3月) 学生数26人</p>	市民の農業・農村・食への関心と理解を深めることができた。指導農業者の高齢化に伴い、新たな世代の指導農業者の確保が課題である。	農業・農村・食について、市民の理解を深めることを目的に、農業体験や農産物加工体験等を通じて、市民と農業者がともに農業に関して考えていく場を提供する。		
33	4-9-(ア)	農政部 農政課	児童	子ども農業体験塾	参集型	<p>小学4、5、6年生を対象として通年で農業体験の場を設け「食」や「農」、「いのち」について考える機会を提供する。</p> <p>・農作業体験(5月~10月)、収穫祭(11月) 計6回、塾生数25人</p>	参集型	<p>小学4、5、6年生を対象として通年で農業体験の場を設け「食」や「農」、「いのち」について考える機会を提供する。</p> <p>・農作業体験(5月~10月)、収穫祭(11月) 計7回、塾生数25人</p>	農業体験を通じ、旭川農業や食、命の大切さについて、深く学ぶことのできる機会を提供できているが、近年、受入農家の高齢化に伴い、今後新たに受入農家として事業に協力してくれる農業者の確保が課題である。	子供たちの農業・農村に対する興味の喚起と理解の向上を図るため、引き続き関係団体と協力し円滑な事業実施に努め、充実した農業体験の場を提供する。		
34	4-9-(ア)	農政部 農政課	市民・ 農業者	グリーン・ツーリズム推進事業	参集型 その他	<p>(1)グリーン・ツーリズム施設認定 2件</p> <p>(2)市内小中学校農作業体験モデル事業の実施 5件(6校)</p> <p>(3)市内小中学校教職員研修における農作業体験事業の実施 ※ただし、旭川市民農業大学及び子ども農業体験塾の取組を除く。</p> <p>(4)グリーン・ツーリズムPR事業</p>	参集型 その他	<p>(1)グリーン・ツーリズム施設認定 2件</p> <p>(2)市内小中学校農作業体験モデル事業の実施 5件(6校)</p> <p>(3)市内小中学校教職員研修における農作業体験事業の実施 ※ただし、旭川市民農業大学及び子ども農業体験塾の取組を除く。</p>	農業及び農村に対する市民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報を提供するとともに、農業者の自主的な努力の支援、農村と都市との交流促進に努めている。今後は、農業者や関係部局等と連携しつつ、農業者や市民のニーズ把握に努め、実態に即したより効果的な施策展開を図っていく。	今後とも、農業農村の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流を通じ、農業や農村に対する理解を促進する取組を進める。		

市の主な食育関係事業一覧

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
35	4-9-(ア) 1-2-(ア) 1-2-(イ)	社会教育部 公民館 事業課	市民	食育関係講座等	<p>参集型 オンライン型 その他</p>	<p>(1)食品加工体験 豆腐作り体験等 (小中学生、成人対象)~4事業 参加人数 27人 (2)親子料理教室 料理等を親子で一緒に作り、食事をする。 (幼児・小学生と保護者対象)~9事業 参加 人数187人 (3)青少年料理教室 お菓子づくり・パンづくりなど (小中学生対象)~3事業 参加人数601人 (4)成人料理講座 一般市民等を対象とした料理教室など (成人対象)~14事業 参加人数164人 (5)食生活講座 健康づくり栄養講座など~14事業 参加人数 269人 (6)分館事業 そば打ち体験~1事業 参加人数14人</p>	<p>参集型 オンライン型 その他</p>	<p>(1)食品加工体験 豆腐作り体験等 (小中学生、成人対象)~5事業 (2)親子料理教室 料理等を親子で一緒に作り、食事をする。 (幼児・小学生と保護者対象)~10事業 (3)青少年料理教室 お菓子づくり・パンづくりなど (小中学生対象)~6事業 (4)成人料理講座 一般市民等を対象とした料理教室など (成人対象)~15事業 (5)食生活講座 健康づくり栄養講座など~7事業 (6)分館事業 そば打ち体験~1事業</p>	<p>地産地消への意識付けや、男性向けの料理 講座等の実施により食育の推進を図った。 より地域のニーズにあった講座内容の検討 が必要。</p>	<p>引き続き、体験事業や 料理講座などを通じ、食 育の推進を図り、幅広い 世代や地域のニーズに あった学習の場を提供 する。</p>		② ③

市の主な食育関係事業一覧

【基本的な方向性】 5 関係者が連携した食育の推進

■基本施策 10 関係機関・団体・行政が連携した食育の推進

主要事業(ア) 関係機関・団体・行政のネットワークの充実

<主な取組> ○あさひかわ食育推進月間の実施 ○各種のイベントや事業を通じた連携の強化 ○情報共有の推進と意見交換の積極的な実施 ○食育ピクトグラムを活用した情報発信

No.	該当する主要事業	担当部署	対象	事業名	令和4年度実施方法	令和4年度事業実績 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	令和5年度実施予定方法	令和5年度事業計画 (具体的内容、回数、実施時期等) ※他団体との協力(市関係部局含む)の 状況も記入	事業の効果及び課題	令和5年度以降の考え方	月間の取組	テーマ
36	5-10-(ア)	全部局 (保健指導課)	関係団体 市民	食育推進会議の開催	参集型	第3次旭川市食育推進計画の評価及び第4次計画の検討、(仮称)旭川市食品ロス推進計画の検討、食育の推進に関する基本的事項の調査審議のための会議の開催。 開催回数:年4回 (①6/7, ②7/14, ③11/9, ④2/27予定)	参集型	第4次食育推進計画に則った事業の実施に係る報告、連携、より効果的な実施方法の検討等を行う。 開催予定回数:年2回(夏及び冬頃を予定)	行政と関係機関・団体等の活動、それぞれの情報を共有する場面となり、それをもとにより効果的な取組について検討することができている。	第3次食育推進計画の評価及び次期計画及び(仮称)旭川市食品ロス推進計画の検討、旭川市食育推進計画の進行管理、基本的事項の調査審議を行う。	① ② ③	
37	5-10-(ア)	全部局	関係団体 市民	関係機関・団体・行政のネットワークの充実	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	その他	各種のイベントや事業等を通じた連携の強化	連携・協働した取組を意識した事業計画がなされ、効果的な事業展開が可能となっている。	今後も連携の強化に努める。		